

令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和4年4月21日（月）午後3時から午後5時まで

2 会場

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

3 出席者

有吉委員、金子委員、加藤委員、小池（巳）委員、小池（木）委員、小林委員、酒井委員、椎名委員、瀧田委員、濱田委員、樋口委員（会長）、平井委員（副会長）、宮崎委員、宮田委員、山本委員

（欠席：稲葉委員、佐々木委員、島野委員、中西委員、鞠子委員）

4 議事

（1）諮問

（2）採択の制度について

（3）審議 「教科書の採択方針について」

（4）答申

令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 それでは、定刻が参りましたので、これから始めさせていただきたいと存じます。

本日は、皆様御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様の出席状況でございますが、本日は20名の委員の皆様のうち5名の方が御欠席となっております。15名の皆様に御出席をいただいております。このため、審議会規則第6条で定められております定足数、半数以上に達しておりますので、これより東京都教科用図書選定審議会の第1回会議を開会させていただきます。

私、指導部管理課長の川口と申します。冒頭進行をさせていただきますのでよろしく願います。

まず、始めに委員の皆様のご紹介でございます。大変恐縮でございますが、皆様のお手元に名簿をお配りさせていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

これから委員の皆様に自己紹介をお願い申し上げたいと存じますが、本日、名簿の上から順に稲葉恭子委員、佐々木光子委員、島野歩委員、中西郁委員、鞠子雄志委員、以上5名の方が御欠席となっております。

それでは、御出席の委員の皆様、名簿の順に自己紹介ということで、恐縮ですが簡単に、現職、お名前などをお願いできればと存じます。名簿の順ということで、有吉委員からお願いいたします。

【有吉委員】 こんにちは。東京都特別支援学校PTA連合会理事を務めております、有吉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。障害のある子供の保護者の立場からお話しさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。

以下、名簿の順で、順次、自己紹介のほう、お願いいたします。

【加藤委員】 皆さん、こんにちは。稲城市教育委員会教育長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【金子委員】 こんにちは。金子と申します。豊島区教育委員会教育長でございます。特別区の教育長会から参りました。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【小池巳世委員】 皆様、こんにちは。都立北特別支援学校校長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小池木綿子委員】 こんにちは。町田市教育委員会指導室長兼指導課長、小池木綿子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【小林委員】 皆様、こんにちは。東京都公立中学校PTA協議会事務局長をしております小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【酒井委員】 こんにちは。文京区立湯島小学校で教諭をしております酒井大樹と申します。よろしく願いいたします。

【椎名委員】 こんにちは。東京都立小平特別支援学校で指導教諭をしております椎名と申します。よろしく願いいたします。

【瀧田委員】 こんにちは。台東区教育委員会指導課長の瀧田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【濱田委員】 皆さん、こんにちは。東京学芸大学の濱田と申します。専門は聴覚障害教育になります。どうぞよろしく願いいたします。

【樋口委員】 皆さん、こんにちは。明星大学教育学部の特任教授の樋口です。よろしく願いいたします。

【平井委員】 こんにちは。台東区立忍岡中学校長の平井邦明と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【宮崎委員】 皆さん、こんにちは。港区立芝浜小学校校長の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【宮田委員】 皆様、こんにちは。都立白鷗高等学校と附属中学校の校長をしております宮田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【山本委員】 こんにちは。西東京市立青嵐中学校で特別支援学級の3年生の担任をしています山本といいます。よろしく願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。以上、委員の皆様の自己紹介をお願いいたしました。ありがとうございます。

本来委員の皆様お一人お一人に委嘱状等をお渡しさせていただくべきところですが、会の進行上、大変恐縮でございますが既に皆様にお送りさせていただいているところでございます。ご了承いただければと存じます。

次に、事務局の職員について自己紹介をさせていただきます。それでは、指導部長から順番にお願いいたします。

【指導部長】 こんにちは。東京都教育庁指導部長の小寺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【管理課長】 指導部管理課長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【特別支援教育指導課長】 特別支援教育指導課長の島添でございます。よろしくお願いいたします。

【高等学校教育指導課長】 こんにちは。高等学校教育指導課長の堀川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【主任指導主事（義務教育指導課長代理）】 本日は義務教育指導課長、市川の代理として参りました、主任指導主事の富永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 以上、事務局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本選定審議会では、審議会規則第4条で、会長及び副会長1名をおくこととしておりました、委員が互選することとなっておりますので、このことについて御協議をお願いしたいと存じます。

互選ということでございますので、御推薦等御意見ございましたらよろしくお願いいたしますと思います。いかがでございましょうか。

【宮田委員】 もし事務局のほうで案がございましたらお願いしたいと思います。

【管理課長】 宮田委員、ありがとうございます。

それでは、今、事務局のほうで案があればという御意見を頂戴いたしましたので、したがって、事務局案をお諮りさせていただければと存じます。

事務局といたしましては、明星大学教授の樋口豊隆委員に会長をお願いできましたと考えております。既に3期目でいらっしゃるということ、指導経験やこれまでの学識経験を踏まえ、委員会に御尽力いただけたと考えてございます。

また副会長につきましては、昨年度に引き続き台東区立忍岡中学校長の平井邦明委員にお願いしたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【管理課長】 ありがとうございます。ご賛同いただいたということで受け止めさせていただきますが、樋口委員、会長御就任をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、同じく平井委員、副会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、お二人にはそれぞれ会長席、副会長席にお移りいただきたいと存じます。事務局が御案内しますので、御移動のほうをお願いいたします。

それでは、就任の御挨拶を頂きまして、進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】 会長を仰せつかりました樋口でございます。今年度も皆様の御協力を頂きながら、審議を進めてさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 副会長からも一言お願いできますでしょうか。

【副会長】 副会長の平井でございます。副会長を昨年度もさせていただきました。今年度、この会の進行を円滑に進めていくことができますよう、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 それでは、座ったままで失礼させていただきます。以後、進行を私の方で務めさせていただきますと思います。

それでは、議事に入らせていただく前に会議の運営についてお諮りいたします。

本年度初回の会議ですので、事務局から会議の運営について御説明をいただきたいと思っております。

【管理課長】 ありがとうございます。では、ご説明させていただきます。

東京都では、情報公開の観点から審議会等の会議をできるだけ公開することが方針として示されております。本審議会につきましてもこの原則を適用し、今回も含め2回開催を予定している審議会を原則公開とさせていただくこととしてございます。

また、会議の議事内容につきましても原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載をさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

また、本日の会議では、教育行政研究会1名の取材と、1名の傍聴の申込みがございました。また、教育行政研究会から冒頭の撮影の申込みがございました。つきましては、これ以降の会議を公開とし、報道関係、傍聴の入室の可否につき御決定いただきますようお願い申し上げます。

撮影は、冒頭の2分間のみの頭撮りとなりますが、その他の取材及び傍聴は会議終了まで入室可能となっております。

なお、取材を含む傍聴に当たりましては、傍聴者にお配りしている審議会傍聴要領に従うよう、あらかじめお願いをしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づきまして退場を命じる等の対応を取らせていただくこととなります。会長におかれましては、傍聴者の入室完了後、この旨宣言をしていただきますようお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

【会長】 それでは、ただいまの説明を受けまして、ここからの会議を公開することについて、御異議がなければ入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

————— (傍聴者入室) —————

【会長】 それでは、議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要綱」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要綱に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従いまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

【指導部長】 改めまして、東京都教育庁指導部長の小寺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、皆様方には当審議会の委員への就任をお願いいたしましたところ、皆様、御快諾賜りました。どうもありがとうございます。また、本日は4月年度初めの御多用のところ御参集いただきまして、改めまして御礼を申し上げます。

さて、本審議会は義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るために、法令に基づき設置されているものでございます。その役割といたしましては、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等の採択権者に対して行う指導・助言などについての御意見を頂くという、大変重要な役割というふうに捉えてございます。

今年度皆様方にお諮りいたしますことは3点ございます。

1点目、教科書の採択方針について。

2点目、調査研究資料について。

そして3点目、令和5年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択についてでございます。

これらの3点につきまして、本日から2回にわたる会議で御審議いただきたいと考えております。

今年度は、特別支援学校の小学部・中学部及び小・中学校の特別支援学級で資料する一般図書について調査研究を行います。その資料について、次回、第2回の会議で御審議いた

くことになってございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

児童・生徒にとってより良い教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の一つというふうに考えております。東京都教育委員会といたしましては適正かつ公正な教科書の採択を一層推進し、区市町村教育委員会等への助言の充実を図ってまいりたいと考えております。審議会委員の皆様の御指導・御審議を賜りまして、皆様の御審議により充実させていただきたいと考えております。

大変簡単ではございますが、冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 事

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、東京都教育委員会から諮問を頂きたいと思えます。

【指導部長】 それでは、諮問文の内容を読み上げさせていただきます。

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会

諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

ついでには、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

(理由)

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

(理由)

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言または援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和5年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(理由)

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

本日の第1回の審議会で御審議、答申を頂きますのは、今申し上げた諮問事項の1「教科書の採択方針について」でございます。

諮問事項2及び3につきましては、次回、第2回の審議会で御答申を頂きたいと考えております。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、諮問文を頂戴いたしました。会議をこれから進めてまいりますけれども、本年度新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議につきましては教科書採択方針についてでございますけれども、参考に教科書採択の制度について、まず御説明を願えたらと思うのですが、事務局の方よろしいでしょうか。

【管理課長】 承知いたしました。それでは、御説明させていただきたいと思います。

委員の皆様のお手元には資料としてお配りをしてございます「東京都における教科書制度」という資料、また、会場の両脇のほうでプロジェクターでも映し出しておりますので、御覧になりやすい方で資料を御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは少々お時間を頂戴いたしまして、制度について御説明させていただきたいと思っております。

まず、この資料では、教科書の定義ですとか、著作から使用までのサイクル、採択の仕組みや、都道府県教育委員会、そして本審議会の任務、採択のスケジュールなどについて概要を御説明させていただきたいと存じます。

次のページ、1というところをお開きいただければと存じます。「教科書の定義・種類」でございます。

まず、教科書は大きく3つございまして、まずこの(1)ですが、いわゆる文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」。

そして(2)として、文部科学省が著作・編集を行った上で発行される「文部科学省著作教科書」。

そして(3)ですが、いわゆる一般図書「附則9条本」と呼ばれているものがございまして。こちらは学校教育法附則第9条第1項に、高等学校や特別支援学校・特別支援学級におきまして、検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができるという規定がございまして。具体的には、特別支援学校の主に知的障害部門のお子さんらにお使いいただくような図書、例えば絵本などをこの9条本ということで指定して、教科書として使うということがございまして。

以上、この3つが教科書の定義・種類でございまして、次のページ、2番「教科書の著作から使用までのサイクル」でございまして。

まず、1年目で教科書発行者が著作・編集を行いまして、その翌年、2年目に文部科学省の検定がございまして。そして、その検定の次の年に検定済みとなりました教科書を各教育委員会等の採択権者が調査研究・採択を行いまして、その翌年度、4月から各学校で使用開始というサイクルとなっております。

そして次のページ、「教科書の採択」について、3番でございまして。

まず(1)ですけれども、文部科学省が作成をいたしました教科書目録がございまして。この目録に登録された教科書の中から、種目ごとに1種の教科用図書を採択するということになってございまして。また、義務教育諸学校におきましては、教科書は4年間同一の教科書を毎年度採択する、同じ教科書を使うということが定められております。

続いて、(2)「採択の権限」についてですが、まずこちらに書いてありますように、教科書を採択する権限というのは、公立学校におきましてはそれぞれの学校を所管する教育委員会にございまして。区市町村立学校であれば区市町村教育委員会が、都道府県立学校については都道府県の教育委員会が採択いたします。

また、国立、私立の学校につきましては、それぞれの校長が採択をするということになってございまして。

(3)の「採択の単位」についてですけれども、区市町村立学校は区市町村ごとに、都立の小学校・中学校・中等教育学校の前期課程につきましては学校ごとに、都立特別支援学校小・中学部は障害種別ごとに、それぞれ種目ごとに1つの教科書を採択するということになっております。

なお、(4)の「採択の時期」についてですが、こちらは使用する前年度の8月31日までに採択をするということが定められております。

次のページ、「採択の仕組み」についてでございます。

線がいろいろ出ている流れの図で御説明をさせていただきますけれども、まず(1)になります。線の脇に括弧数字と表題をつけさせていただいておりますが、教科書の発行者が文部科学大臣に検定を合格したものを次年度から発行するという届出をいたします。それを受けまして文部科学大臣から都教育委員会に対し、先ほども申し上げました教科書目録が送付されますとともに、このフロー図でいうと(3)、左側のところになります。教科書の見本が発行者から送付されてまいります。

それを踏まえまして採択業務を行うわけですが、このフロー図、東京都教育委員会と書いてある右側、(6)(7)にあります。教科用図書選定審議会の御意見を伺うために審議会に諮問をし、答申を頂くということで進めてまいります。

この教科書の採択に先立ちまして、教科書の調査研究を行います。審議会のあるところの下の(5)の「調査研究」というところを御覧いただければと思います。

それぞれの教科書見本を確認して、各教科書の特色はどういうものかということ調べてまいります。

調査研究に当たりましては、この「調査研究」のところ「調査員」と書いてございますが、公立学校の先生方に調査員として委嘱をしまして、この調査研究を行います。その内容を報告してもらった上で、(9)になりますけれども、教育委員会においては都立学校分で使用する教科書を採択するということになってございます。

また、この表の下段左側ですが、区市町村教育委員会や国立・私立の各学校の採択権者に対しましては、都教育委員会としての指導・助言・援助ということで、この作成した調査研究資料を提供いたします。こういったものに基づきまして、各採択権者も調査研究をし、それぞれ採択業務を行うという流れでございます。

続きまして次のページ、5番でございます。この教科書採択に関わる「東京都教育委員会の役割」ですが、まず1つ目としまして、都内の義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、採択替えとなる教科書ですとか、新たに発行される教科書の調査研究を計画し、自ら実施することとなっております。

また2点目としまして、区市町村の教育委員会や、国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、この東京都教科用図書選定審議会の意見を伺いながら、採択方針を通知するなどして、適切な指導・助言・援助を行います。

3点目としまして、教科用図書採択地区を設定することとなっております。都の採択地区は全部で54ございます。原則的にはそれぞれの区市町村で1つの採択地区となっておりますが、西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区、この4区域につきましては、複数の町村が1つの採択地区を構成しております。

4点目、都立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（小・中学部）で使用する教科書につきましては、審議会の意見を伺い、東京都教育委員会が自ら採択を行います。

次のページ、6番でございます。本選定審議会についてでございます。都道府県の教育委員会が採択に関し、各採択権者に指導・助言や援助を行おうとするときには、あらかじめ審議会の意見を伺うということになってございます。このことは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に定められているところでございます。

このように本審議会は法定上の機関でございます。東京都教育委員会の附属機関として設置されております。委員の構成につきましては、条例により20名と定めております。

審議会の設置期間につきましては、毎年度4月1日から採択の期限である8月31日まで設置をすることとなっております。

所掌事務につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に関する重要事項と、都が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項についてとなっております。

続きまして次のページ、「採択替え・調査研究を行う年度」についてでございます。年表になっておりますけれども、原則的には採択替えというのは4年ごとに行うということになっておりまして、その際に調査研究を行っております。

採択替えを行う年度を表にまとめてございます。表の上に凡例がございます。「◎」の検定の年度、「●」の調査研究・採択の年度、そして使用開始が「○」ということでございますが、青く表示してございますが、令和4年度につきましては、御覧のとおり一般図書の調査研究採択を行う年度ということになってございます。

続きまして次のページ、令和4年度、改めまして今年度行うべきことといたしましては、大きく2点でございます。

今申し上げましたとおり、特別支援学校の小学部・中学部、小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書の追加図書に関する調査研究に関すること。

2つ目といたしまして、都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関することとな

っております。

最後にデジタル教科書について簡単に御説明させていただきたいと存じます。次のページ、9番を御覧いただければと思います。

デジタル教科書ですが、文部科学省の検定済みのいわゆる紙の教科書、現在はこの紙の教科書がベースとなっておるわけなのですけれども、その内容を全てそのまま記録した電磁的記録のことでございまして、これを紙の教科書に代えて使用することが可能となっております。ただし、このデジタル教科書については無償給与の対象外となっております。

こちら絵にかいてございますけれども、ここに書いてありますように、この絵の左側、紙の教科書でそれぞれ作成されているページがそのままデジタルになりまして、タブレットなどの端末で見ることができるというものでございます。

次のページをお開きいただければと思います。このデジタル教科書に期待される点ということですが、こちらは文部科学省が設置しました有識者会議でございます「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」で示されているメリットの例を御紹介させていただきます。

まずグループ学習などで書き込んだ内容を見せ合うことで、効果的な対話的学びを行うことができるということ。それから、拡大表示や音声読み上げ機能の活用によるメリット。デジタル教材との連携により、学びの幅を広げたり、内容を深めることが容易になるというようなことが挙げられております。

この下のほうにちょっと小さくて恐縮ですけれども、幾つか使用例ということで入れさせていただきます。

まず左の国語のところ、ちょっと分かりにくいのですが、実はデジタル教材との連携という中で、バックはちょっと黒くなっているかと思っておりますけれども、黒板を模したようなものでございまして、そこに教科書から切り貼りをしたものの、白くなっている部分、部分部分を切り貼りをしまして、黒板に貼りつけるということで、例えば国語で文章の構成をこういう整理をして理解をすとか、そういったような使い方ができる、そういったことを通して自分の考え方をまとめるとか、そういった使い方ができるというもの。

次の算数ですけれども、これは立体図形の展開・回転ということで、図形を実際に動かして見せて、多面的に見ることができるということ。

それから外国語活動につきましては、発音などのチェック機能など、そういったものが付いているというようなものでございます。

続きまして次のページ、現在のこのデジタル教科書についての国の動向について簡単に御

説明させていただきます。

まず上の①の囲みですけれども、現在、国ではデジタル教科書の今後の在り方についての検討を進めております。小学校用教科書の改訂時期が令和6年度であることから、ここを本格的な導入の最初の契機と捉えまして、令和4年中には今後の在り方について結論を得る必要があるとしています。

現在、全国的な実証研究等も行われておりまして、そういった成果も踏まえ、財政負担なども考慮しながら検討を進めるとされております。

また下の②番ですが、今申し上げました実証研究ということで、学習者用デジタル教科書実証事業というものが令和3年度から行われております。小・中学校を対象にしまして、デジタル教科書を提供し、課題の抽出、解決策の検証等を行うというもので、令和3年度は1学校1教科、全体の約4割程度の学校の参加規模でございました。

令和4年度につきましてはこの規模を広げておりまして、まず英語につきましては原則全校に提供、さらに全体の8割程度の学校で1学校1教科のデジタル教科書を追加した形でこの検証事業が実施されるということでございます。

このように、デジタル教科書につきましては、非常に今後大きな動きが出てくるものと考えられますので、国の動向などを捉えつつ、都といたしましてもデジタル教科書の効果的な活用方法等について研究を進めていくと考えてございます。

最後のページは教科書関係の関連法ですので、こちらは後ほど御覧いただければと存じます。

事務局からの御説明、大変雑駁で恐縮ですが以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

管理課長から頂いた御説明ですけれども、まず大きく分ければ、私どもの本年度の役割についてのお話、それから、後半お話を頂いたデジタル教科書に関しては、今後の見通し、参考としてお話を頂いたという理解でよろしいでしょうか。つまり、デジタル教科書について、本年度の本委員会で我々が議論したり、検討したりするものではないという理解でよろしいでしょうか。

【管理課長】 ありがとうございます。少々説明が足りず申し訳ございません。今、会長からお話ございましたとおり、現状ではあくまでも教科用図書の新規採択は紙の教科書をベースに行うということとさせておりますので、今年度本審議会において御議論いただきますのはあくまで紙の教科書をベースということになりますので、今お話のありました

とおり、デジタル教科書はいろいろと動きが出ておりますので、御参考として御紹介をさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

令和6年度から使用される小学校の教科書については、デジタル教科書も併せて審議することもあり得るだろうというような理解でございますよね。

【管理課長】 おっしゃるとおりでございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明を頂いた両方の部分について、委員から御質問を頂いてもよろしいでしょうか。それでは、私どもの役割、そして今後の見通しとしての学習者用デジタル教科書の部分と、今御説明いただいた全般について、どうぞ自由に御意見、御質問を頂ければと思うのですけれども。

では、皆様でお考えの途中に、私から1つお聞きしたい。私の理解不足だと思うのですが、13ページにある、令和4年度、つまり本年度から中学校は原則全校でデジタル教科書が実施されるとか、英語以外追加1教科で、おおむね8割程度の学校で実施されるというのは、見通しなのか、決定していることなのか。

【管理課長】 ありがとうございます。こちらにつきましては、令和3年中に文科省から募集がございまして、既に希望する各学校・自治体からの集約が終わっております。

ですので、英語の教科書につきましても原則的には希望する学校が対象ということにはなりません。原則、希望する全ての小・中学校に英語のデジタル教科書が配布され、その他の追加の1教科につきましては、あくまで実証事業として行うことがございますので、全体的な追加提供する教科ごとの比率等は文科省から示されておりますので、その中で調整をしながら、希望する学校にはもう1教科ということでデジタル教科書が提供されるということは既に決まっております。今、その提供が進められているところだと存じます。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

どうでしょうか。何か御質問、全般にわたって結構でございます。何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

特に御質問がないようでしたら、今御説明も頂いたように、私どもの役割といたしましては、本年度の東京都教育委員会の採択方針について、そして、特別支援学校・特別支援学級で使われる一般図書の調査研究資料について、それからもう1点は、採択に関しましては都立小・中学校、都立中等教育学校前期課程、都立特別支援学校（小学部・中学部）の採択について、3つの役割があるかと思うのですけれども、今日お諮りしなければならないこと

は、諮問事項の1であります「教科書の採択方針について」の審議ということで、そちらの審議に移らせていただきたいと思います。

諮問事項、自由に審議していただきたいと思いますのですが、初回でもありますし、なかなか御意見も出にくいと存じますので、もしよろしければ参考までに事務局の方で、過去の答申がどのような構成、内容になっているかということについて御説明いただけるとありがたいと思います。よろしいでしょうか。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、採択方針の具体的な文言について御審議をいただく参考といたしまして、今年度の業務をまとめたもの、そして過去の採択方針、参考資料1と2の記載がございますので、御覧いただければと存じます。

まず、今年度東京都教育委員会等で行うべきことにつきましては、先ほど議事の最後で御説明をさせていただきました「令和4年度に行うべきこと」のとおりでございますので、いま一度御確認いただければと思います。

また、過去の採択方針ですが、参考資料1と2の記載を御覧いただければと存じます。

まず参考資料の1でございますが、これは昨年度本審議会で頂いた答申でございます。記書きの「1 教科書採択に当たっての留意事項」につきましては、毎年度ほぼ同様の内容で答申を頂いているところでございます。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意し、総合的に判断をして、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者においても同様の方針で採択するよう、指導・助言・援助を行うこととされております。

4点ございまして、まずこの(1)から(4)ですが、(1)採択は、採択権者が自らの責任と権限において適切かつ公正に行うこと。

(2) 採択権者の教育方針や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。

(3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。

(4) 採択地区の実情に応じて、創意・工夫すること、でございます。なお、1つの採択地区に複数の教育委員会がある場合におきましては、東京都では4地区あると先ほど御説明をいたしましたけれども、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うために、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。その際には協議会において最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めておくこととされております。

次に2につきまして、教科書の調査研究に当たって、東京都教育委員会が留意・検討すべ

きことについて記載されておりますが、今年度につきましても、それぞれの項目が御参考になるのではないかと考えてございます。

(1) から (4) に、小学校や中学校などの学校種に分けて記載されておりますが、その内容は、まず (1) 小学校や (2) 中学校がベースになっておりまして、東京都教育委員会はそれぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することというのが基本的な内容になってございます。

これに加えまして、(3) のアですが、都立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）で使用する教科書につきましては、小中高や中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮して調査研究をすることとされております。

(3) のイでは、都立の特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状況や特性を考慮して調査研究することとされています。

(4) 特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究についても示されておりますので、こちらも御参考いただければと存じます。

続きまして参考資料の2を御覧いただければと思います。こちらは一昨年度の採択方針でございますが、おおむね昨年と同様の内容で答申を頂いているところでございます。

以上、御説明いたしました箇所が今年度の採択方針を作成する上で御参考になるかと存じます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今、管理課長、事務局から、御説明を過去の採択方針ということでお話しいただきましたけれども、今回の諮問事項につきまして、今回、前年度、一昨年度のも踏まえて、その内容、構成について御審議をお願いしたいと思います。それぞれ御意見を頂ければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

いかがでしょうか。御意見をぜひ頂きたいと思いますが、宮田委員、いかがですか。

【宮田委員】 今御説明いただいた、ここに書かれているとおりで問題ないと思います。

【会長】 ありがとうございます。

小池木綿子委員、いかがでしょうか。

【小池木綿子委員】 質問といいますか、気になる点でもよろしいでしょうか。

【会長】 よろしく願いいたします。

【小池木綿子委員】 そうしましたら、2番の「教科書の調査研究に当たって留意・検討

すべき事項について」の(3)の「都立の義務教育諸学校で使用する教科書」の中で、アの「都立小学校で使用する教科書」については、2行目の真ん中辺りに「小中高一貫教育」という言葉があるわけなのですが、イの「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）」の方は、2行目の右側に「中高一貫教育」と書かれておりまして、この「小」が小学校のところだけ「小」が入るとのことでの考え方ではよろしいのかどうか、そこは私も分からないところがございます、お伺いしたい点でございます。

【会長】 ありがとうございます。では事務局、よろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。まずこの(3)のア「都立小学校で使用する教科書」についての記述ですが、現在、都立の小学校は1校でございます、こちらが小中高の一貫教育校になってございます。このため同校で使用する教科書を採択するに当たっては、こういった一貫教育の特色を十分踏まえたものとする必要があるだろうと考えてございます。

同じように、イの方は、都立の中学校・中等教育学校で中高一貫教育を行っているものですから、基本的にその特色ということで、小中高の一貫教育校の1校についても中学校用教科書を採択するに当たっては中高一貫教育の趣旨を踏まえた教科書選定というものにより軸足を置いて考えるべきだろうということで、その学校も含めまして中高一貫教育の特色などを考慮する必要があるという記述で、これまで採択がされてきたものという考えでございます。

【小池木綿子委員】 ありがとうございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは小池巳世委員、いかがでしょうか。

【小池巳世委員】 特にございませんので、このままでよろしいかと思えます。

【会長】 有吉委員、いかがでしょうか。

【有吉委員】 初めて参加させていただきまして、どのように回答していいか戸惑っているところなのですが、障害種別ごとに教科書を選択するということが書かれていたかと思うのですが、障害種別、例えば知的であったり、肢体不自由であったり、その中でも全くいろいろな、子供の様子は全くそれぞれが違うので、もうここに書かれていることなのですが、よくそのような状況を調査された上で採択していただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。要望というか、御意見ということで、ぜひ御参考にしていただければと思います。

【管理課長】 ありがとうございます。

【会長】 椎名委員、いかがでしょうか。

【椎名委員】 私も今回初めて参加させていただいているので、どのように答えていいのかわかりませんと考えていたところなのですが、全体としてはこのままでいいかなと感じております。1つだけ、1の(3)のところで「児童・生徒の実情も十分配慮すること」と書かれているのですが、「実情も」ということなので、他にどのようなことを配慮するのかというところが、この文面、この用紙の中からはちょっと読み取れなかったもので、ここが気になっていたところでした。

【会長】 ありがとうございます。事務局の方、いかがですか。

【管理課長】 ありがとうございます。「実情も」と書いてあるところだということなのですが、例えば教科書を採択する場合に一般的な考え方として、例えば学習指導要領の教科書の目標ですとか、各学校の教育方針ですとか、様々踏まえるべき点はあるかと考えております。

そういった内容に加えまして、特に特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の場合はそれぞれのお子さんの実情も併せてしっかりと見た上で教科書を採択する必要があるということをご説明していると考えてございます。

【会長】 文意の中には、児童・生徒の実情をしっかりと考慮していくということも踏まえた上での文言であるという理解でよろしいでしょうか。

【管理課長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。

【会長】 それでは、加藤委員、いかがでしょうか。

【加藤委員】 内容的にはこのままでよろしいのではないかとと思いますが、1つ質問がありまして、昨年教科書が追加になったことがあったと思います。その際の実務的な手順、これは最初からこのような形で、追加になったものも含めて、もう一度こういう形で、各市町村で選択をしなければならないのかどうか。その辺の細かいところが多分各教育委員会でやり方が異なってくると思うのですが、実際のところはどのようなふうな形で行った方がベストなのかというのを教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 事務局、よろしく願いします。

【管理課長】 ありがとうございます。昨年度、中学校の歴史の教科書で1冊、その前年度の検定のときには不合格だったものが翌年度改めて合格となって発行されたと、そのことについてのお話かと存じます。

その際、文部科学省から示された通知の中では、既に一度採択はされているところではあるけれども、新しく検定に合格し、発行される教科書が出たことから、その教科書について

採択替えも可能であるということが文書で示されていたかと存じます。

実際それをどのように受け止めて検討するかというのは、具体的に各採択権者の裁量といますか、採択権者ごとに考えて決めていただくということで文科省からも示されていたと思いますので、これが正解というのは一つのものではないだろうと考えてございます。

例えば新しく教科書ができたということで、その新しい教科書を使うか否かという考え方をしたところもあるかと思えますし、一度全て、その教科書も含めた全ての歴史教科書の中からもう一度考え直すという検討の仕方をしたところもあったかと思えます。

いずれの方法を取るにしても、それはそれぞれの採択権者がその地域の実情等を踏まえて御判断されるということだと示されていたかと思えますので、恐らくどれが正解というよりは、その採択権者ごとに、地域の実情に応じて選ばれた、採択権者ごとに適正なものということで御判断をされたものと考えてございます。

【加藤委員】 分かりました。その際に、法律がありまして、その法律に反しないのであれば、各市町村のやり方でいいということだと思いますが、そういうやり方を省略しても法律に違反はしないのかどうかというのをお尋ねしたいのですが。

【管理課長】 今、様々な採択に当たっても、無償措置法含めていろいろな規定がございますので、どこにどう抵触するかというのはいろいろだと思うのですが、基本的には教科書採択自体は毎年度毎年度、翌年度使用する教科書を採択することが定められておりますので、その規定の範囲内で、また文部科学省からの都度の通知を踏まえて判断されたものであれば、法令に反するという事にはならないのではないかなと考えてございます。

【指導部長】 原則4年間は同じ教科書を使うということを前提として採択をしますが、毎年度それを採択していくという形を取っていますので、ですから教育委員会の中で採択行為というのは毎年度行っていただくことになっています。

本来だったら同じ年に全ての教科書が一斉に新しいものになるのですが、今回特例的に、1冊だけ1年遅れて合格したということになりますので、ですからその当該の教科・種目についてもう1回全ての教科書を比較して、議論して、採択するという方法か、新しい教科書と、前年度採択したのもう1回2つを比べてどちらがいいのかということで確認するという方法など、採択の具体的な方法については各教育委員会等、採択権者の方で御判断いただけるというふうに御理解いただければいいかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。

金子委員、いかがでしょうか。

【金子委員】 今、御議論になった点は、本区の教育委員会でもどうしましようかねとい

うことで、特に選定に当たって、委員さんはそういう説明、国の考え方、それから今非常に丁寧に御説明いただいた4年の問題と毎年という問題。ただちょっと分かりにくいのですね。

一番実務的な問題で、我々の場合は、子供たちが既に使っている状態の中で、いいものなのでしょうけれども出てきた。では、どうしましょうか、ということで、全部をひっくり返して一からとは、我々の場合はしませんでした。

ただ無視するというのではなくて、きちんと検討しましょうということで行いましたけれども、やっぱり教育委員さんの中では戸惑いがあったり、よく納得がいかないと、結構1回決めるのに大変な作業を行った上で4年間という気持ちを込めて決めているという実態があるものですから、その辺り国のお考えもあるのだとは思いますが、我々もちょっと苦労して行ったと。

独自に教育委員会ごとに判断してくださいということは理解をした上で、我々の場合はそうしたのですけれども、やはりちょっと戸惑いがあるというのは、今、先生がおっしゃったとおりで事実だと思います。

今後も、もしかするとあるのかなと思うとちょっとつらい部分がありますけれども、なるべく原則にのっとって行わせていただくとありがたいなと思っています。感想めいたことで。

【会長】 ありがとうございます。

では小林委員、いかがでしょうか。

【小林委員】 特にございません。このままの内容でよろしいかと思えます。

【会長】 ありがとうございます。

様々な御意見、御感想など、御質問も頂きましたところで、議事の進行の都合上もごさいますので、一旦休憩に入らせていただきたいと思います。

その前に私からも1点意見としてお話をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

2の(1)から(2)(3)「学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように」研究資料を作成する。是非そのことをお願いしたい。

採択権者であります東京都教育委員会、あるいは参考にする区市町村教育委員会、各学校が、この調査研究資料を十分に活用ができることを期待して、意見とさせていただきたいと思えます。

【管理課長】 しっかりとした調査研究を進めていきたいと存じます。ありがとうございます。

【会長】 それでは、休憩に入らせていただきますが、この休憩時間中に本年度の答申の案文を私と副会長・平井委員とで、事務局を交えて取りまとめたいと思っています。休憩中に作成する答申案に基づいて、会議再開後審議したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、約20分程度、休憩を取らせていただきたいと思います。

【管理課長】 ありがとうございます。では今お話のとおり、約20分の休憩ということで、再開を4時20分とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは4時20分再開ということで、休憩とさせていただきます。よろしく願いいたします。

————— (休 憩) —————

【会長】 お待たせをいたしました。それでは、審議を再開させていただきます。

これまでいろいろな御意見、御感想あるいは御議論を頂いて、それらを踏まえまして、副会長と相談し、今回の答申案を作成いたしましたので、その案文を事務局から配付していただきたいと思います。よろしく願いします。

(答申案配付)

【会長】 それでは、事務局のほう、よろしく願いします。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、案文を読み上げさせていただきます。先ほどと同じように、それぞれのスクリーンにも投影させていただきます。

それでは、読み上げます。

令和4年4月21日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書の採択方針について（答申）

令和4年4月21日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択

するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の

採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究をすること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下、一般図書という。）

ア 東京都教育委員会は、令和4年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

答申案、示していただきました。皆様方から何か御意見ございますでしょうか。

御異議がなければ、本内容のとおり答申いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申案を、本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 それでは、これから会長から答申の手交を行っていただきます。御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

令和4年4月21日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書の採択方針について答申

令和4年4月21日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申いたします。

よろしくお願いいたします。

—————（会長から指導部長へ答申の受渡し）—————

【指導部長】 どうもありがとうございました。確かに承りました。

事務連絡・教育委員会挨拶・閉会

【会長】 それでは、この第1回の審議会に対する諮問事項1について、教育委員会に答申をさせていただきました。

それでは、次回の日程等を事務局から連絡お願いいたします。

【管理課長】 御審議ありがとうございました。次回以降の日程につきまして御案内をいたします。お配りの議事日程の下段を御覧ください。

第2回につきましては、5月30日午後を予定しております。詳細につきましては、委員の皆様には後日メールで御案内をさせていただきますとともに、開催の1週間ほど前に都教育委員会ホームページでお知らせいたします。

最後に、本日の参考資料として机の上に置かせていただきました調査研究資料の冊子につきましては、恐れ入りますがお持ち帰りにならず、そのまま机上にお残しいただければと存じます。後ほど事務局で回収をいたします。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは最後に東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 改めまして委員の皆様、熱心な御審議いただき、また答申を賜りました。どうもありがとうございます。

私ども東京都教育委員会といたしましては、この答申を踏まえ、また御意見として承りました内容、特に調査研究資料については、分かりやすく特徴が示されるようにという御意見でございました。早速調査研究に着手させていただきたいと存じます。

次回のこの会では、その調査研究資料をお示しさせていただき、皆様に改めて御審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、これをもって本日の審議会を閉会させていただきます。本当に皆様、御多用のところ御協力いただきましてありがとうございました。次回、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。どうもありがとうございました。